### 開発行為の適正な実施について

#### 1 標識の設置について

都市計画法に基づ〈開発行為の規制に関する規則第 17 条に規定する標識の設置を行って〈ださい。 標識の掲示期間は、検査済証の交付日までとします。

【都市計画法に基づ〈開発行為の規制に関する規則(長野市規則) 抜粋】

(標識の掲示)

**第17条** 法第29条第1項又は第2項の規定による許可を受けた者は、当該開発許可に係る開発区域内の見やすい場所 に許可標識(様式第14号)を掲示するものとする。

(様式第 14 は別紙 1参照のこと)

#### 2 工程報告について

都市計画法に基づ〈開発行為の規制に関する規則第18条に規定する工程報告を行って〈ださい。 【都市計画法に基づ〈開発行為の規制に関する規則(長野市規則) 抜粋】

(工程報告)

第 18 条 開発行為に関する工事の施行者は、次表の左欄に掲げる工事について、当該右欄に掲げる事項に関し、その 位置及び施行状況を明らかにした写真その他の資料を添付した報告書を工事完了したときに提出しなければならな い。

(次表は別紙2参照のこと)

# 3 完了検査について

開発行為に係る工事のうち、給水施設及び下水道施設に関しては、管理者となる者の検査に合格したものを工事が完了したものとして扱います。従って、これらの施設に関する工事がある開発行為にあっては、工事の施工の完了とともに、各管理者となる者の検査を受験し、合格した後に、開発行為の工事完了届出書を届出して下さい。

# 4 雨水浸透施設の施工時期について

これまで予定建築物の用途を住宅とした非自己用の住宅地開発等において、具体的な建築計画が確定していない等の理由により、雨水浸透施設等の設置を建築時に行うことでも認めてきましたが、今後は、開発行為において、個々の建築計画に支障とならない場所等へ設置して下さい。

平成 17 年6月

長野市建設部建築指導課開発担当

# 様式第 14 号(第 17 条関係)

都市計画法に基づ〈開発許可済								
許可年月日及び番号		平成	年	月	日	第	号	
許可を受けた者の氏名 (連絡先)								
工事施行者氏名								
開発区域の地域の名称								
開発区域の面積								
予 定 建 築 物 の用 途								
工事の予定期間								
現 場 監 理 者 氏 名 ( 連 絡 先 )								

縦 60 センチメートル以上、横 90 センチメートル以上、足 80 センチメートル以上 この標識は、風雨等のため破損及び倒壊しないような構造とする。

# 別紙2

### (次表)

工事の種類	和生工程				
	報告工程				
かん かんしゅう しゅう かんしゅう しゅう かんしゅう しゅう かんしゅう しゅう かんしゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう	(1) 根切りを完了したとき。				
	(2) 基礎配筋を完了したとき。				
	(3) 壁配筋を完了したとき。				
	) 練積み造りの擁壁の壁体の厚さ又は組積材及び裏込めコンクリートの厚さ				
	5) 擁壁の水抜き穴及びその周辺				
盛土工事	(1) 集水暗渠を敷設したとき。				
	(2) 軟弱な地盤改良等の工事を行つたとき。				
	(3) 急傾斜面の段切りを行つたとき。				
排水施設工事	(1) 暗渠を敷設したとき。				
	(2) 軟弱な地盤における排水施設の基礎の工事を行つたとき。				
給水施設工事	(1) 給水管を敷設したとき。				
道路工事	(1) 路盤を構成するとき。				
	(2) 舗装工事をするとき。				
橋梁工事	(1) 根切りを完了したとき。				
	(2) 橋台(橋脚)の配筋を完了したとき。				
	(3) スラブの配筋を完了したとき。				
貯水施設工事	(1) 根切り				
	(2) 底版の配筋が完了したとき。				
	(3) 壁の配筋が完了したとき。				
	(4) 床版の配筋が完了したとき。				